

報告の成果と課題—イタリア憲法の基本権保障に対する EU 法の影響—

一般的な国際条約と EU 法の相違をまとめると、一般的な国際条約の国内的性質は締約国が自国の憲法秩序によって決定するが、EU 法の性質は EU 法によって決定され、各加盟国法秩序において直接適用し、憲法を含む国内法に対して優越すること、つまり主権の制限を加盟国は受け容れねばならない。

この EU 法のような主権の制限を伴う外部の法を国内法秩序に受け容れた場合に問題となりうるのが、人権保障の問題である。

現在の WTO 法のような、主権の制限を伴わない外部の法を国内法秩序に受け容れる場合には、人権保障の問題は生じにくい。なぜなら、主権の制限を伴わない外部の法の国内法秩序における性質は、当該国の憲法にしたがって決定されるからである。つまり、人権を保障する憲法規定を基準として、人権を侵害するような外部の法秩序の国内法秩序における性質を否定することができる。

一方、EU 法のように主権の制限を伴う外部の法秩序を国内法秩序に受け容れる場合には、自国の憲法保障を及ぼすことができない領域が生じ、その領域における人権保障が問題となる。

EU 法のように主権の制限を伴う外部の法秩序により規律される領域においても、当該外部の法秩序による人権保障が充実しているのであれば、問題はない。しかし、外部の法秩序により規律される領域において、当該外部の法秩序による人権保障が充実していないのであれば、人権保障の空白領域が生じ、問題となる。

この場合の解決策としては、まず第一に、当該外部の法秩序自身に人権保障を徹底させることである。それが実現不可能な場合、第二に、外部の法秩序により規律される領域において、自国の憲法にもとづく人権保障を行うことが考えられる。しかしこの場合、外部の法秩序により規律されるはずの領域における人権保障は実現できるが、当該外部の法秩序の自律性が失われ、全締約国領域に渡る当該外部法秩序の統一適用が損なわれることになってしまう。そして、第三には、外部の法秩序により規律される領域においては、原則として当該外部の法秩序による人権保障に委ね、例外的に、重大な看過しがたい人権侵害が外部法秩序の規律によって生じる場合のみ、外部法秩序により規律されるはず領域において、自国の憲法にもとづく人権保障を行うことが考えられる、この第三の選択肢の下では、全締約国領域に渡る当該外部法秩序の統一適用が損なわれることにより当該外部の法秩序の自律性が失われることを原則として回避しつつ、外部の法秩序により規律される領域における人権保障も必ず実現できることになる。

さらに、人権保障に関して、EU 法のような主権の制限を伴う外部の法を国内法秩序に受け容れた場合に生じうる別の問題もある。それは、EU のような外部の法秩序においても人権保障が充実している場合にこそ生じる問題である。すなわち、外部の法秩序における人権保障と自国憲法にもとづく人権保障の態様が同様なものであれば問題とはならないのであるが、外部の法秩序における人権保障と自国憲法にもとづく人権保障の態様が異なると、それ自体が差別という人権侵害を生じないかという問題が生じうる。これがイタリア判例の考察で確認した、EU 法射程内における EU 法秩序における人権保障と、EU 法射程外におけるイタリア憲法にもとづく人権保障の態様が異なり、それ自体が差別という人権侵害を生じないかという問題である。